

保険に係る独占禁止法適用除外の現状

項目	1号に基づく共同行為	2号に基づく共同行為（再保険プール）
根拠条文	保険業法第101条第1項第1号	保険業法第101条第1項第2号
適用除外の 手続	対象種目は保険業法に限定列挙	法律上対象種目の限定なし (危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社間で、共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同行為に係る内閣総理大臣(金融庁)の認可 <共同行為認可の要件> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者又は被保険者の利益を不当に害さないこと ・ 不当に差別的でないこと ・ 加入及び脱退を不当に制限しないこと ・ 危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であること ・ 公正取引委員会の同意 	
独占禁止法の適用除外の例外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正な取引方法を用いるとき ・ 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるとき 	
監督手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同行為に係る内閣総理大臣（金融庁）の変更命令及び認可取消し ・ 公正取引委員会からの処分請求 	
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空保険 ・ 原子力保険 ・ 自動車損害賠償責任保険 ・ 地震保険 (保険業法に限定列挙)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶保険 ・ 外航貨物保険 ・ 自動車保険（対人賠償保険部分） ・ 自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）
法律上認可対象とする共同行為	損害保険会社が他の損害保険会社と行う共同行為	再保険契約又は再保険に係る保険契約につき次に掲げる行為に関し損害保険会社が他の損害保険会社と行う共同行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険約款の内容（保険料率に係るものを除く。）の決定 ・ 損害査定の方法の決定 ・ 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定 ・ 再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

認可されている共同行為	航空保険	<ul style="list-style-type: none"> 再保険における料率及び条件の決定（注） 再保険の出再割合の決定 再保険手数料率の決定 配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定 再々保険の禁止 海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定 損害査定 	船舶保険	<ul style="list-style-type: none"> 再保険約款の決定 再保険に関する損害査定方法の決定 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定 再保険料率及び手数料の決定
	原子力保険	<ul style="list-style-type: none"> 保険約款の内容の決定 保険料率及びその他の条件の決定 元受保険及び受再保険の引受割合の決定 元受保険の共同処理（募集を含む）及び再保険の共同処理 損害査定に関する審査及び決定 	外航貨物保険	<ul style="list-style-type: none"> 再保険約款及び再保険料率の決定 再保険の出再割合の決定 再保険手数料の決定 配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定 再々保険の禁止 再保険に係る損害査定
	自賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> 契約の引受及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定 再保険取引に関する相手方又は数量の決定 損害査定方法の決定 	自動車保険（対人賠償保険部分）	<ul style="list-style-type: none"> 再保険約款の決定 再保険に関する損害査定方法の決定 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定 再保険料率及び手数料の決定
	地震保険	<ul style="list-style-type: none"> 契約引受方法の決定 事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定 	自動車保険（対人賠償、自損事）	<ul style="list-style-type: none"> 再保険約款の決定 再保険に関する損害査定方法の決定 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害査定方法の決定 ・ 再保険取引に関する事項の決定 ・ 地震保険の普及拡大に関する事項の決定 	故及び 無保険 者傷害 保険部 分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再保険料率及び手数料の決定
--	--	---	--------------------------------	---

(注)日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険については、会員はすべて元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。